

京都市市政協力委員設置規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

京都市長 松井孝治

京都市規則第72号

京都市市政協力委員設置規則の一部を改正する規則

京都市市政協力委員設置規則の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「その区域在住者の中から」を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(文化市民局地域自治推進室)